

溶接部の伸びに関する事項

改正規則等

鋼船規則 M 編
鋼船規則検査要領 M 編

改正事項

溶接部の伸びに関する事項

改正理由

鋼船規則 M 編 6 章の表 M6.60 では構造用調質高張力鋼用溶接材料の溶着金属試験の規格値について規定している。本規定は IACS 統一規則 W23 に基づき、1996 年に新たに定められたものであるが、溶着金属試験の伸びの規格値については、IACS 統一規則 W23 における規格値では要件が厳しいのではないかと懸念があったため、当該規定の取り入れについては見送られてきた。

しかしながら、溶着金属部の伸びについても実績上、特段の問題がないことから、今般、鋼船規則における溶着金属試験の伸びの規格値を IACS 統一規則 W23 に合わせ改めた。

改正内容

- (1) 溶着金属試験における伸びの規格値を IACS 統一規則 W23 に合わせ改めた。
- (2) その他、誤記を修正した。